

作業環境測定基準

条 番 号	事 項 測 定 の 種 類	測 定 点 の 定 め 方 等	試 料 空 気 の 採 取 方 法 等	採 取 し た 試 料 の 分 析 方 法 等
2 の 2	鉍物性粉じん 中の遊離けい 酸の含有率			① エックス線回折分 析方法 ② 重量分析方法
2	鉍物性粉じん	① 測定点は、単位作業場所の床面上に6m以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上50cm以上150cm以下の位置とすること。(A測定) ただし、単位作業場所における空気中の測定対象物質の濃度がほぼ均一であることが明らかなきときは、6mを超える等間隔で引いた縦の線と横の線との交点とすることができる。	① 分粒装置を用いるろ過捕集方法 ② 相対濃度指示方法(1以上の測定点において、①の方法を同時に行う場合に限る。)	重量分析方法 かっこ書きは重量分析方法
10の2	石 綿	② 測定点は単位作業場所について5以上とすること。 ただし、単位作業場所が著しく狭い場所であって、当該単位作業場所における空気中の測定対象物質の濃度がほぼ均一であることが明らかなきときは、この限りでない。	ろ過捕集方法	計数方法
10	特定化学物質	③ 測定は、作業が定期的に行われている時間に行うこと。 ④ 測定対象物質の発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、A測定のほか、当該作業が行われる時間のうち、空気中の測定対象物質の濃度が最も高くなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行うこと。(B測定)	① 物質の種類に応じ、液体捕集方法、固体捕集方法、直接捕集方法、ろ過捕集方法または同等以上の方法が定められている。 ② アクリロニトリル、エチレンオキシド、塩化ビニル、塩素、シアン化水素、弗化水素、ベンゼン、ホルムアルデヒド、硫化水素については、妨害物質のない場合に限り検知管方式またはこれと同等以上の性能を有する測定機器の測定機器を用いる方法。 ③ ②の物質については、許可単位作業場所では、検知管方式の測定機器またはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法(1以上の測定点において、①の方法を同時に行う場合に限る。)	物質の種類に応じ、吸光光度分析方法、蛍光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、重量分析方法または同等以上の方法が定められている。
11	鉛		ろ過捕集方法または同等以上の方法	吸光光度分析方法、もしくは原子吸光分析方法またはこれと同等以上の性能を有する分析方法
13	有機溶剤	⑤ 1の測定点における試料空気の採取時間は、10分以上継続した時間とすること。	① 物質の種類に応じ、液体捕集方法、固体捕集方法、直接捕集方法または同等以上の方法が定められている。 ② アセトン、イソプロピルアルコール、イソペンチルアルコール、エチルエーテル、キシレン、クレゾール、クロルベンゼン、クロロ	物質の種類に応じ、吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法または同等以上の方法が定められている。

条 番 号	事項		測定点の定め方等	試料空気の採取方法等	採取した試料の 分析方法等
	測定 の種類				
	有機溶剤		ただし、相対濃度指示方法、直接捕集方法または検知管方式による測定機器またはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法による試料空気の採取については、この限りでない。	ホルム、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸エチル、酢酸ノルマルブチル、四塩化炭素、シクロヘキサノン、1・2-ジクロルエチレン、N・N-ジメチルホルムアミド、スチレン、テトラクロルエチレン、1・1・1-トリクロルエタン、トリクロルエチレン、トルエン、二硫化炭素、2-ブタノール、メチルシクロヘキサノンについては、妨害物質のない場合に限り検知管方式の測定機器またはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法。 ① ②の物質を主成分とする混合有機溶剤等については、許可単位作業場所では、検知管方式による測定機器またはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法（1以上の測定点において、①の方法を同時に行う場合に限る。）	
7 ・ 8 ・ 9	電離放射線	放射性物質	単位作業場所について、測定を行うこと。	液体捕集方法またはろ過捕集方法	① 全アルファ放射能計測方法、全ベータ放射能計測方法、全ガンマ放射能計測方法等のうち、当該放射性物質の濃度の測定に最も適した方法 ② 放射化学分析方法 ③ 蛍光光度分析方法（気中ウラン濃度の測定に限る。）
		粒子状 ガス状		液体捕集方法、固体捕集方法、直接捕集方法または冷却凝縮捕集方法	
		外部放射線による線量当量率	単位作業場所について、測定を行うこと。	直接濃度指示方法	
		中性線 ガンマ線または エックス線		計数管式中性子測定器、シンチレーション式中性子測定器、熱ルミネッセンス線量計またはフィルムバッジ 電離箱式照射線量率計、ガイガ・ミュラー計数管式線量率計、シンチレーション式線量率計、電離箱式照射線量計、熱ルミネッセンス線量計、フィルムバッジまたは蛍光ガラス線量計	
3	気温・湿度等	気温および湿度	測定点は、単位作業場所について、当該単位作業場所の中央の床上50cm以上150cm以下の位置に、1以上とすること。	0.5度目盛のアスマン通風乾湿計	
		ふく射熱	熱源ごとに、作業場所で熱源に最も近い位置とすること。	0.5度目盛の黒球寒暖計	
4	騒音		① 測定点は、単位作業場所の床面上に6m以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上120cm以上150cm以下の位置	① 等価騒音レベルを測定できるものであること。 ② 周波数補正回路のA特性を使用すること。	

条 番 号	事項		測定点の定め方等	試料空気の採取方法等	採取した試料の 分析方法等
	測定 の種類				
	騒音		<p>(設備等があつて測定が著しく困難な位置を除く。)とすること。この場合において測定点は、単位作業場所について5以上となるようにすること。(A測定)</p> <p>② 音源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行う。(B測定)</p> <p>③ 1の測定点における等価騒音レベルの測定時間は、10分以上継続した時間とすること。</p>		
5	坑 内 に 測 定 お お 定	CO ₂ 濃 度	測定点は、坑内における切羽と坑口の中間の位置および切羽に、それぞれ1以上とすること。	検知管方式による炭酸ガス検定器	
		気 温		0.5度目盛の温度計	
6	建 築 物 の 室 に お け る 測 定	COの 含有率	<p>① 測定点は、建築物の室の中央部の床上75cm以上120cm以下の位置に1以上とすること。</p> <p>② 測定は、建築物の室の通常の使用時間中に行うこと。</p>	検知管方式による一酸化炭素検定器	
		CO ₂ の 含有率		検知管方式による炭酸ガス検定器	
		室温およ び外気温		0.5度目盛の温度計	
		相対湿度		0.5度目盛の乾湿球の湿度計	
12	酸素		測定点は、当該作業場における空気中の酸素および硫化水素の濃度の分布の状況を知るために適当な位置に、5以上とすること。	酸素計または検知管方式による酸素検定器	
	硫化水素			検知管方式による硫化水素検定器	